

プラント設備工事における既存設計成果活用型工事発注方式の導入について (お知らせ)

大阪府都市整備部が発注するプラント設備工事において、当該工事と極めて類似した施設の既存設計成果を用いて積算し、当該工事と当該工事に必要な設計精査（詳細設計）を合わせて発注する方式を導入することにしましたのでお知らせします。

1. 概要

- ・工事発注に当たり、極めて類似した施設の既存設計成果を活用できる場合、その成果を利用して発注し、落札後に受注者には当該工事に加え、当該工事に必要な設計精査をして頂きます。
(⇒電子入札公告の工事概要欄に「詳細設計 一式」と記載します)
- ・工事用としての設計精査に係る設計費用を工事費に計上します。
- ・必要とする要件を有する設計担当者の配置が必要です。
(⇒電子入札公告の入札参加資格欄に要件を記載します)
- ・設計成果提出後、必要に応じて当初設計図書的设计変更を行います。

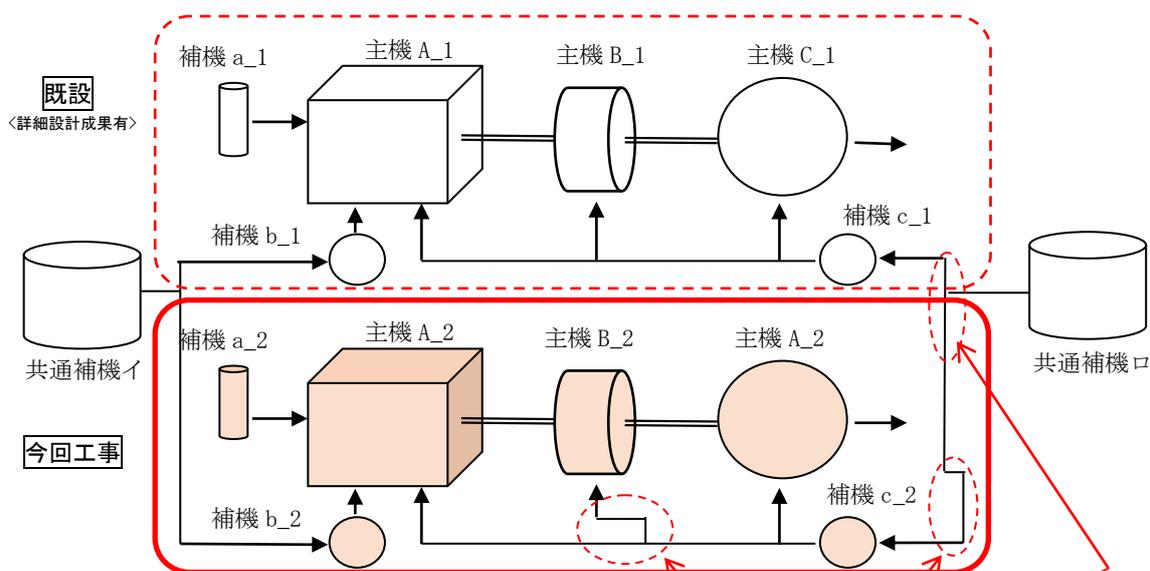
2. 対象工事

プラント機械設備工事、プラント電気設備工事、プラント電気通信設備工事のうち、大阪府都市整備部が定める工事

3. 適用

令和元年10月1日以降に公告する案件より適用する。

<イメージ図>



設計精査の例：
共通補機からの分岐、障害物回避のため、
配管ルート・延長を精査

問い合わせ先 06-6941-0351
事業管理室技術管理課
設備指導グループ 内線 2900、2909